



JAPAN
ELECTRONIC SPORTS GRAND TOURING

AUTOBACS JeGT GRAND PRIX

JeGT 認定ドライバーに関する規約

2020年10月15日制定

NGM 株式会社

はじめに

e モータースポーツ大会「AUTOBACS JeGT GRAND PRIX（以下、JeGT）」では、レーシングゲームにおいて高度なスキルを有する方々を「JeGT 認定ドライバー（以下、認定ドライバー）」として、独自の基準のもとに認定しています。

認定ドライバーは、JeGT 実行委員会および JeGT を主管する NGM 株式会社（以下、主催者）が行う「JeGT ドライバーズセレクション（以下、JDS）」を受験し、定められた基準を満たすことで認定されます。

「JeGT 認定ドライバーに関する規約（以下、本規約）」では、認定ドライバーに関する各種取り決めを定めていますので、認定ドライバーの方、認定ドライバーになることを希望する方、認定ドライバーを所属させる予定のエントラント関係者の方等は、必ず本規約を確認いただきますようお願いいたします。

1. 認定ドライバーとは

1. 1 定義

認定ドライバーは「レーシングゲームにおいて高度なスキルを有していることを客観的に証明したプレイヤー」のことを意味します。

認定ドライバーになるには、JDS を受験し、認定基準を満たさなければなりません。

1. 2 権利

認定ドライバーは、JeGT の開催において以下の権利を有します。

①JeGT の個人戦にエントリーする権利

※認定ドライバー以外で個人戦にエントリーできるのは「レーサーとしての活動で生計を立てているプロレーサー」のみとなります。

②JeGT の個人戦またはチーム戦において高額賞金を獲得する権利

1. 3 認定ドライバーの区分

認定ドライバーは、以下2つ（AB）の区分に分かれます。

①認定ドライバーA

JDS の受験時、JeGT に参戦するどのチームにも所属していない方

※認定ドライバーA に該当し、JeGT のチーム戦に参戦を希望する方は、後述の「JeGT ドラフト会議（以下、ドラフト会議）」に必ず参加しなければなりません。

②認定ドライバーB

JDS の受験時、既に JeGT の参戦資格を有するチーム（注1）との間で、契約（所属契約、雇用契約等）締結している、または一定期間の契約関係に相当する活動実績等が存在している方

注1：JeGT の参戦資格を有するチームは以下の3通りとなります。

- 1) 既存のモータースポーツに参戦中のレーシングチーム

- 2) 自動車関連企業を母体とするチーム
- 3) その他主催者が特別に認定するチーム（合同エントラント等）

※認定ドライバーBに該当する方は、「ドラフト会議」に参加する必要はありません。

ただし、上記に定める「認定ドライバーBの該当要件」を満たしていることがわかる証明書や資料等を主催者に提出し、主催者が認めた場合のみ、該当者を認定ドライバーBとして扱います。

例1) レーシングチームの場合：これまでに当該チームの所属ドライバーとして何らかのレースに出場していることを表明（出場したことが客観的にわかる書類の提出等）

例2) 自動車関連企業の場合：当該企業の従業員として従事していることを表明（社員証等の提出等）

例3) その他：JeGTに参戦するエントラントが直接的に関係する活動に一定期間以上参加しており、外部の方が客観的に見て当該ドライバーが当該エントラントの一員であると認知されていることを表明（関連する資料の提出等）

主催者が認めない場合、認定ドライバーAとして扱いますので、JeGTのチーム戦に出場を希望する場合は必ずドラフト会議に参加しなければなりません。

1. 4 認定ドライバーの行動規範

認定ドライバーとなった方は、以下の項目について特に意識し、これから認定ドライバーを目指す方々の規範となることを心がけてください。

①e スポーツおよびe モータースポーツ発展への貢献

JeGTに限らず、あらゆるe スポーツおよびe モータースポーツがこれからさらに発展していくべく、可能な限り協力・貢献をしていただくようお願いします。

②大会中、SNS、日常生活等での言動

他人を誹謗中傷しないこと、公序良俗に反する言動をとらないこと、スポーツマンシップに則ったレースを行うこと、政治的・宗教的な言動をとらないこと、等を常に意識し、e モータースポーツトップドライバーとして品格のある行動に努めてください。

特に認定ドライバーとしての印象に直結しうる乗用車等の運転で、道交法に違反する行為などは絶対に行わないでください。

③秘密保持の遵守

認定ドライバーとして知りえたあらゆる情報を、主催者および当該情報の関係者に許可なく発信・公開してはいけません。

④ファンサービス

既存のプロスポーツ選手等と同様に、大会やチーム、選手を支えていただくファンの皆様に対し、可能な限りファンサービスを行うことを心がけてください。

⑤審判による裁定の尊重

レース中に下されたペナルティや降格処分、またはレース後に審議し下された各種処分等、JeGTの審判員が下した裁定は常に尊重することを心がけてください。

1. 5 認定の取り消し

以下のいずれかに該当する方は、認定を取り消すことがあります。

認定を取り消された場合、以後の個人戦、チーム戦には出場できません。

- ①反社会的勢力への所属およびその関係者であることが判明した場合
- ②著しく公序良俗を乱す言動が確認された場合
- ③何らかの犯罪行為等によって刑事訴追を受けた場合
- ④主催者及びその関係者、ゲームタイトル等に対して批判的な言動、SNSでの発信を行った場合
- ⑤その他、認定ドライバーとして不適当と判断される行為などが確認された場合

2. JDS について

2. 1 JDS とは

JDS は、認定ドライバーを選出するために行う試験のことを指し、主催者が実施します。

2. 2 JDS の受験資格

JDS は以下の項目を満たす方が受験可能です。

- ①本規約に同意できる方
- ②日本国内に居住している方
- ③日本語でのコミュニケーションが不自由なく取れる方（国籍は問いません）
- ④18 歳以上の方
- ⑤未成年者の場合、法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意を得ている方
- ⑥反社会的勢力との関係を一切持たない方

2. 3 JDS のレギュレーション

JDS は、以下のレギュレーションにより実施します。

使用タイトル：PlayStation®4 用ソフトウェア「グランツーリスモSPORT」

モード：アーケード タイムトライアル

使用コース：鈴鹿サーキット

コンディション：14:30 快晴

使用車種：R8 LMS (Audi Sport Team WRT) ※Gr.3

使用タイヤ：レーシングハード

B o P：有効

マシンセッティング：禁止

ペナルティ：ショートカット＝弱い 壁接触＝タイムペナルティ（小）

※JDS のレギュレーションが変更となる場合、変更の 1 か月前に HP 等で公開いたします。

2. 4 認定基準

以下の基準を満たすことで合格となり、認定ドライバーとして登録することが可能です。

実施周回数：6周

計測周回数：5周（6周のうち、1周目を非計測とし、2周目～6周目を計測します）

審査タイム：計測した5周のうち、上位3周の平均タイム

基準タイム：1分58秒999以下

2. 5 JDSの実施形式

JDSは、以下2つの形式にて実施されます。

①オフライン形式

主催者が指定する実施日時・会場に受験者が来場し、主催者が準備した筐体・機材で受験する形式
主催者の指示・手順に従い受験していただきます。

②オンライン形式

主催者と受験者をオンラインで接続し、受験者個人のプレイ環境で受験する形式
オンライン会議システムおよびPlayStation®4のシェアプレイ機能を使用し、実施前に身分証明書等の提示による本人確認を行い、ゲーム上の設定がレギュレーション通りとなっていることを証明していただく必要があります。

2. 6 JDSの実施時期

JDSは、原則として公式シリーズの開幕前までに実施し、公式シリーズの開催期間中は実施しません。
ただし、ラウンドファイナルに進出したチームに所属するドライバーが認定を取得していない場合、当該ドライバーのみを対象にJDSを実施する場合があります。

2. 7 JDSの受験回数

JDSの受験回数に制限はありません。JDSの実施期間中であれば、認定を受けるまで何度でも受験可能です。

ただしJDSの申し込み・受験は1回ごととし、同時に複数日程の申し込みをすることはできません。
また、JDSの受験中に重大な違反行為等を行った場合、以後の受験をお断りする場合があります。

2. 8 JDSの受験に必要な費用

JDSの受験は無料です。ただし、受験にかかる経費は受験者の負担となります。

3. 認定ドライバーの登録

3. 1 登録手続き

JDSに合格した方には、後日NGMより認定ドライバーの登録用紙を送付します。

認定ドライバーとしての登録は任意となりますので、登録を希望する場合は登録用紙に必要事項を記入し、身分証明書のコピーを添えて指定の住所まで返送してください。

また別途、本人の顔がわかる画像データ（JPEG形式、300KB以上を推奨）をEメール等で送付してください。

3. 2 認定ドライバーの情報公開

認定ドライバーに関する以下の情報を、JeGT のホームページ等で公開します。

- ①氏名（本名）
- ②JDS 合格時のタイム
- ③居住する都道府県
- ④ツイッター等の SNS アカウント
- ⑤本人の写真
- ⑥過去の実績（自己申告）
- ⑦所属チーム（所属決定後）

3. 3 認定期間

認定ドライバーとしての認定期間は以下の通りとなります。

- ①オフライン形式の JDS を受験し、合格した方

認定期間：2 シーズン

（例）2020 年 9 月 10 日に認定された場合 → 2022 年 3 月 31 日までの認定

- ②オンライン形式の JDS を受験し、合格した方

認定期間：1 シーズン

（例）2020 年 9 月 10 日に認定された場合 → 2021 年 3 月 31 日までの認定

認定期間を過ぎた場合、自動的に認定ドライバーの資格は失効となります。認定期間を更新するためには再び JDS の受験が必要となります。

4. 認定ドライバーのチーム所属について

4. 1 所属人数

認定ドライバーA は、JeGT のチーム戦に参戦するエンタラントに最大 2 名まで所属することができます。

認定ドライバーB は、チーム内での所属人数に制限はありません。ただし、1 チームのドライバー登録人数は、認定ドライバーの区分や有無にかかわらず最大 5 名までとなります。

4. 2 所属方法

各認定ドライバーのチームへの所属方法等については、以下の通りとします。

- ①認定ドライバーA

すべての認定ドライバーA は、公式シリーズ開幕前に行う「ドラフト会議」に参加し、各チームからの指名を受けることで、当該チームに所属することができます。

指名を受けたチームに所属するかどうかは、認定ドライバーとチーム間の交渉を経ることとし、所属に関する条件が一致しない場合、必ずしも認定ドライバーは当該チームに所属する必要はありません。

②認定ドライバーB

認定ドライバーBは、原則として本規約1. 3. ②に定められたチームに所属することとし「ドラフト会議」に参加する必要はありません。

③チームへの所属を希望しない認定ドライバー

チーム戦のエントラントへの所属を希望しない認定ドライバーは「ドラフト会議」に参加する必要はありません。

4. 3 ドラフト会議後の所属について

ドラフト会議でチームへの所属が成立しなかった場合、JeGT公式シリーズの予選ラウンド2戦目が終了するまで、認定ドライバーAほどのチームにも所属することはできません。

予選ラウンド2戦目の終了後、2020年12月14日(月)以降は、認定ドライバーとチーム間での自由交渉により、チームへの所属が可能となります。

※その他、ドラフト会議の詳細は別紙「AUTOBACS JeGT GRAND PRIX JeGTドラフト会議に関する規約」を参照ください。

4. 4 シリーズ途中の移籍、退団、入団について

公式シリーズ開催期間中、各チームに所属するドライバーの移籍・退団・入団等については、以下の通り定めます。

①JeGT エントラント間の移籍・トレード

仮に当該チーム間、ドライバー間等の合意があったとしても、原則として認めません。

②所属チームの退団

シリーズ途中であっても、チームと認定ドライバー（AB問わず）間で何らかの事情により当該ドライバーが退団することに対し、主催者は関知しません。

ただしシリーズ途中の退団に際しては、チームおよび認定ドライバーのSNSやHP等で公開する3日前までに、主催者へ報告することを義務とします。

③他チームへの入団

シリーズ開幕時に所属していたチームから退団した認定ドライバー（AB問わず）は、退団日から起算して30日間は他チームへの入団はできません。

また、シリーズ途中の入団について、当該チーム及び認定ドライバーは、本規約の定めに従って入団の手続きを取ったことを、発表の7日前までに主催者に報告することを義務とします。

5. 個人情報の取り扱い

各認定ドライバーの個人情報については、主催者が取得し、JeGTの運営に必要な項目にのみ使用します。法令等で別段の定めがある場合を除いて、本人の許諾なく第三者に開示、提供致しません。

なお、法令による指示または本人の許諾により第三者に開示・委託する場合であっても、個人情報の安全な管理が図れるよう、必要かつ適切な監督を行います。